

(例) 11日が起算日 (法定書面を受け取った日) の場合の期間の数え方

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※実際にクーリング・オフをするときは、ご自身の起算日に合わせて手続きをしてください。

期間が8日間の取引形態は、11日から18日までに通知します。

期間が20日間の取引形態は、11日から30日までに通知します。